

【参考 14】消費生活相談員に関連する法令の規定

○消費者安全法（平成二十一年六月五日法律第五十号）

（都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施）

第八条 都道府県は、次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 次項各号に掲げる市町村の事務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する技術的援助を行うこと。
- 二 消費者安全の確保に関し、主として次に掲げる事務を行うこと。
 - イ 事業者に対する消費者からの苦情に係る相談のうち、その対応に各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものに応じること。
 - ロ 事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあつせんのうち、その実施に各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものを行うこと。
 - ハ 消費者事故等の状況及び動向を把握するために必要な調査又は分析であつて、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
 - ニ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。
- 三 市町村との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。
- 四 前三号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。

2 市町村は、次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じること。
- 二 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあつせんを行うこと。
- 三 消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。
- 四 都道府県との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。
- 五 前各号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。

（国及び国民生活センターの援助）

第九条 国及び国民生活センターは、都道府県及び市町村に対し、前条第一項各号及び第二項各号に掲げる事務の実施に関し、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

第二節 消費生活センターの設置等

（消費生活センターの設置）

第十条 都道府県は、第八条第一項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置しなければならない。

- 一 第八条第一項第二号イの相談について専門的な知識及び経験を有する者を同号イ及びロに掲げる事務に従事させるものであること。
- 二 第八条第一項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。
- 三 その他第八条第一項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

2 市町村は、必要に応じ、第八条第二項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置するよう努めなければならない。

- 一 第八条第二項第一号の相談について専門的な知識及び経験を有する者を同号及び同項第二号に掲げる事務に従事させるものであること。
- 二 第八条第二項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。
- 三 その他第八条第二項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

3 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は前項の施設又は機関（以下「消費生活センター」という。）を設置したときは、遅滞なく、その名称及び住所その他内閣府令で定める事項を公示しなければならない。

（消費生活センターの事務に従事する人材の確保等）

第十一条 都道府県及び消費生活センターを設置する市町村は、消費生活センターに配置された相談員（前条第一項第一号又は第二項第一号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の適切な処遇、研修の実施、専任の職員の配置及び養

成その他の措置を講じ、相談員その他の消費生活センターの事務に従事する人材の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

○消費者安全法施行規則（平成二十一年八月二十八日内閣府令第四十八号） 抄

（相談員）

第七条 消費者安全法（以下「法」という。）第十条第一項第一号又は第二項第一号に規定する者は、次に掲げるいずれかの資格を有する者又はこれらと同等以上の専門的な知識及び経験を有する者とする。

- 一 独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）が付与する消費生活専門相談員の資格
- 二 財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格
- 三 財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

【参考 15】 専門職制度の例（社会福祉主事）

1. 概要

- 都道府県や市町村に設置される「福祉事務所」において、「福祉六法」^(注)に定める援護、育成又は更正の措置を行うために置かれる専門職。
(注)「生活保護法」、「児童福祉法」、「母子及び寡婦福祉法」、「老人福祉法」、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」。
- 社会福祉主事は、福祉事務所で「指導監督を行う所員」、「現業を行う所員」として任用される者に要求される資格（任用資格）であり、任用されてはじめて「社会福祉主事」と名乗ることができる。
- 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員で、年齢が 20 歳以上の者であって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、以下のいずれかに該当する者から任用されなければならないと規定されている（社会福祉法第 19 条第 1 項）。
 - ①大学、旧制大学、旧制高等学校、旧制専門学校において、厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
 - ②厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
 - ③社会福祉士
 - ④厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従業者試験に合格した者
 - ⑤上に掲げる者と同等以上の能力を有する者として認められる者として厚生労働省令で定める者（精神保健福祉士等）

2. 設置形態等

- 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村^(注)に社会福祉主事を置くこととされている。また、福祉事務所を設置する町村以外の町村は社会福祉主事を置くことができるとされている（社会福祉法第 18 条）。
(注) 都道府県及び市（特別区含む）は、条例で社会福祉事務所を設置しなければならないとされている。また、町村は条例で福祉事務所を設置することができるとされている（社会福祉法第 14 条）。
- 社会福祉事務所には、「所長」及び少なくとも「指導監督を行う所員」、「現業を行う所員」、「事務を行う所員」を置かなければならないとされており（社会福祉法第 15 条第 1 項）、「指導監督を行う所員」、「現業を行う所員」は「社会福祉主事」でなければならないとされている（同条第 6 項）。
- 社会福祉事務所の定員は条例で定めることとなっている（社会福祉法第 16 条）。ただし、現業を行う所員については、配置基準が規定されている（同法第 16 条ただし書）。

社会福祉事務所現業員の標準定数（社会福祉法第16条ただし書）

	現業員標準定数	標準定数に追加すべき定数
都道府県	被保護世帯が390以下の場合：6	65を増すごとに 1
市（特別区）	被保護世帯が240以下の場合：3	80を増すごとに 1
町村	被保護世帯が160以下の場合：2	80を増すごとに 1

○平成21年時点では、査察員のうち69.7%が社会福祉主事資格を取得、現業員の67.5%が社会福祉主事資格を取得している。

3. 国の財政支援・経費負担

○地方交付税の基準財政需要の積算において、都道府県では、「第四節 厚生労働費—第一款 生活保護費」において、標準団体における標準団体行政規模として社会福祉事務所4ヶ所が規定され、「第五 職員配置」において「社会福祉事務所費」として所長以下36名の職員の人件費が計上されている。

4. その他

地方分権改革推進委員会「第2次勧告」（平成20年12月）では、「義務付け・枠付け」の存置を許容する場合のメルクマールに該当しないものとして、上記に掲げた条項のうち以下については見直しが求められている。

社会福祉法第15条第6項、第19条第1項

【参考】社会福祉主事に係る地方交付税措置（都道府県、平成21年度）

（平成21年度 地方交付税制度解説（単位費用編）より）

○第五 職員配置

（単位：人）

細目	細節	職員A					職員B		合計
		所長	指導員	現業員	その他	小計	現業員	その他	
社会福祉事務所費	同左	4	2	20	2	28	6	2	36

（注）現業26人の内訳は、生活保護関係16人、老人福祉関係2人、家庭児童対策関係2人、その他の社会福祉五法関係6人となっている。

○標準団体行政経費積算内容

(細目) 2 社会福祉事務所費 (細節) 社会福祉事務所費 (単位: 千円)

区分	金額	積算内容
給与費	285,686	職員数 36 人 281,600 特殊勤務手当 (指導員・現業員) 4,086
報酬	3,960	家庭相談員手当 (児童)
報償費	3,979	嘱託医手当等 (生活保護)
需用費等	5,140	生活保護関係等 (家庭児童対策関係含む)
委託料	1,940	施設管理費等
歳出計	300,705	

○市町村については、「第四節 厚生労働費—第一款 生活保護費」標準団体行政規模として社会福祉事務所 1ヶ所が規定され、「第五 職員配置」において「社会福祉事務所費」として所長以下 24 名の職員の人件費が計上されている。

【参考】社会福祉主事に係る地方交付税措置 (市町村、平成 21 年度)
(平成 21 年度 地方交付税制度解説 (単位費用編) より)

○第五 職員配置

(単位: 人)

細目	細節	職員 A					職員 B		合計
		所長	指導員	現業員	その他	小計	現業員	その他	
社会福祉事務所費	同左	1	2	11	2	16	7	1	24

(注) 現業 18 人の内訳は、生活保護関係 10 人、老人福祉関係 1 人、家庭児童対策関係 1 人、その他の社会福祉五法関係 6 人となっている。

○標準団体行政経費積算内容

(細目) 2 社会福祉事務所費 (細節) 社会福祉事務所費 (単位: 千円)

区分	金額	積算内容
給与費	180,678	職員数 36 人 177,760 特殊勤務手当 (指導員・現業員) 2,918
報酬	2,640	家庭相談員手当 (児童)
報償費	1,190	嘱託医手当等 (生活保護)
需用費等	1,032	生活保護関係等 (家庭児童対策関係含む)
歳出計	185,540	

【参考】 社会福祉法（昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号） 抄

（設置）

第十四条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。

- 2 都道府県及び市は、その区域（都道府県にあつては、市及び福祉に関する事務所を設ける町村の区域を除く。）をいずれかの福祉に関する事務所の所管区域としなければならない。
- 3 町村は、条例で、その区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することができる。
- 4 町村は、必要がある場合には、地方自治法 の規定により一部事務組合又は広域連合を設けて、前項の事務所を設置することができる。この場合には、当該一部事務組合又は広域連合内の町村の区域をもつて、事務所の所管区域とする。
- 5 都道府県を設置する福祉に関する事務所は、生活保護法 、児童福祉法 及び母子及び寡婦福祉法 に定める援護又は育成の措置に関する事務のうち都道府県が処理することとされているものをつかさどるところとする。
- 6 市町村（特別区を含む。以下同じ。）の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法 、児童福祉法 、母子及び寡婦福祉法 、老人福祉法 、身体障害者福祉法 及び知的障害者福祉法 に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のうち市町村が処理することとされているもの（政令で定めるものを除く。）をつかさどるところとする。
- 7 町村の福祉に関する事務所の設置又は廃止の時期は、会計年度の始期又は終期でなければならない。
- 8 町村は、福祉に関する事務所を設置し、又は廃止するには、その六月前までに、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

（組織）

第十五条 福祉に関する事務所には、長及び少なくとも次の所員を置かなければならない。ただし、所の長が、その職務の遂行に支障がない場合において、自ら現業事務の指導監督を行うときは、第一号の所員を置くことを要しない。

- 一 指導監督を行う所員
- 二 現業を行う所員
- 三 事務を行う所員

- 2 所の長は、都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の指揮監督を受けて、所務を掌理する。
- 3 指導監督を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、現業事務の指導監督をつかさどる。
- 4 現業を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、援護、育成又は更生の措置を要する者等の家庭を訪問し、又は訪問しないで、これらの者に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務をつかさどる。
- 5 事務を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、所の庶務をつかさどる。
- 6 第一項第一号及び第二号の所員は、社会福祉主事でなければならない。

（所員の定数）

第十六条 所員の定数は、条例で定める。ただし、現業を行う所員の数は、各事務所につき、それぞれ次の各号に掲げる数を標準として定めるものとする。

- 一 都道府県を設置する事務所にあつては、生活保護法 の適用を受ける被保護世帯（以下「被保護世帯」という。）の数が三百九十以下であるときは、六とし、被保護世帯の数が六十五を増すごとに、これに一を加えた数
- 二 市の設置する事務所にあつては、被保護世帯の数が二百四十以下であるときは、三とし、被保護世帯数が八十を増すごとに、これに一を加えた数
- 三 町村の設置する事務所にあつては、被保護世帯の数が百六十以下であるときは、二とし、被保護世帯数が八十を増すごとに、これに一を加えた数

（服務）

第十七条 第十五条第一項第一号及び第二号の所員は、それぞれ同条第三項又は第四項に規定する職務にのみ従事しなければならない。ただし、その職務の遂行に支障がない場合に、これらの所員が、他の社会福祉又は保健医療に関する事務を行うことを妨げない。

第四章 社会福祉主事

（設置）

第十八条 都道府県、市及び福祉に関する事務所を設置する町村に、社会福祉主事を置く。

- 2 前項に規定する町村以外の町村は、社会福祉主事を置くことができる。
- 3 都道府県、市及び福祉に関する事務所を設置する福祉に関する事務所において、生活保護法 、児童福祉法 及

- び母子及び寡婦福祉法 に定める援護又は育成の措置に関する事務を行うことを職務とする。
- 4 市及び第一項に規定する町村の社会福祉主事は、市及び同項に規定する町村に設置する福祉に関する事務所において、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法 に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする。
 - 5 第二項の規定により置かれる社会福祉主事は、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法 に定める援護又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする。

(資格等)

- 第十九条 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢二十年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものうちから任用しなければならない。
- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
 - 二 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
 - 三 社会福祉士
 - 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
 - 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの
- 2 前項第二号の養成機関の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

【参考】 生活保護法（昭和二十五年五月四日法律第百四十四号） 抄

(補助機関)

- 第二十一条 社会福祉法 に定める社会福祉主事は、この法律の施行について、都道府県知事又は市町村長の事務の執行を補助するものとする。

(民生委員の協力)

- 第二十二条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の仕事の執行に協力するものとする。

【参考】 児童福祉法（昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号） 抄

第四節 児童福祉司

- 第十三条 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。
- 2 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。
 - 一 厚生労働大臣の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は厚生労働大臣の指定する講習会の課程を修了した者
 - 二 学校教育法 に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
 - 三 医師
 - 三の二 社会福祉士
 - 四 社会福祉主事として、二年以上児童福祉事業に従事した者
 - 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの
 - 3 児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基いて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。
 - 4 児童福祉司は、政令の定めるところにより児童相談所長が定める担当区域により、前項の職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。

(略)

- 第十七条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。
- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
 - 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行

う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。

四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。

五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。

六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

2 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。

3 前項の規定は、主任児童委員が第一項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。

4 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

(略)

第二十五条の七 市町村（次項に規定する町村を除く。）は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十五条の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者（以下「通告児童等」という。）について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

二 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第五項に規定する知的障害者福祉司（以下「知的障害者福祉司」という。）又は社会福祉主事に指導させること。

三 第三十三条の六第一項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行うこと（以下「児童自立生活援助の実施」という。）が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

四 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第二十九条若しくは同法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

2 福祉事務所を設置していない町村は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

二 次条第二号の措置が適当であると認める者は、これを当該町村の属する都道府県の設置する福祉事務所に送致すること。

三 助産の実施又は母子保護の実施が適当であると認める者は、これをそれぞれその実施に係る都道府県知事に報告すること。

四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

五 児童虐待の防止等に関する法律第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第二十九条若しくは同法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

第二十五条の八 都道府県の設置する福祉事務所の長は、第二十五条の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

二 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。

三 助産の実施、母子保護の実施又は保育の実施（以下「保育の実施等」という。）が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の実施等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。

四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

五 第二十一条の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

(略)

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあった児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。

二 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う相談支援事業に係る職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に指導を委託すること。

三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、知的障害児

施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

- 四 家庭裁判所の審判に付することが適当であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。
- 2 都道府県は、第四十三条の三又は第四十三条の四に規定する児童については、前項第三号の措置に代えて、指定医療機関に対し、これらの児童を入院させて肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設におけると同様な治療等を行うことを委託することができる。
 - 3 都道府県知事は、少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、第一項の措置を採るにあつては、家庭裁判所の決定による指示に従わなければならない。
 - 4 第一項第三号又は第二項の措置は、児童に親権を行う者（第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。以下同じ。）又は未成年後見人があるときは、前項の場合を除いては、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これを採ることができない。
 - 5 都道府県知事は、第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更する場合には、児童相談所長の意見を聴かななければならない。
 - 6 都道府県知事は、政令の定めるところにより、第一項第一号から第三号までの措置（第三項の規定により採るもの及び第二十八条第一項第一号又は第二号ただし書の規定により採るものを除く。）若しくは第二項の措置を採る場合又は第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かななければならない。

【参考】 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年七月一日法律第二百二十九号） 抄

（福祉事務所）

第九条 福祉事務所は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行うものとする。

- 一 母子家庭及び寡婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 母子家庭及び寡婦の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと、並びにこれらに付随する業務を行うこと。

（児童委員の協力）

第十条 児童福祉法に定める児童委員は、この法律の施行について、福祉事務所の長又は母子自立支援員の行う職務に協力するものとする。

【参考】 老人福祉法（昭和三十八年七月十一日法律第三百三十三号） 抄

（市町村の福祉事務所）

第五条の五 市町村の設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）は、この法律の施行に関し、主として前条第二項各号に掲げる業務を行うものとする。

（市町村の福祉事務所の社会福祉主事）

第六条 市及び福祉事務所を設置する町村は、その設置する福祉事務所に、福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）の指揮監督を受けて、主として次に掲げる業務を行う所員として、社会福祉主事を置かななければならない。

- 一 福祉事務所の所員に対し、老人の福祉に関する技術的指導を行うこと。
- 二 第五条の四第二項第二号に規定する業務のうち、専門的技術を必要とする業務を行うこと。

（都道府県の福祉事務所の社会福祉主事）

第七条 都道府県は、その設置する福祉事務所に、福祉事務所長の指揮監督を受けて、主として前条第一項第一号に掲げる業務のうち専門的技術を必要とするものを行う所員として、社会福祉主事を置くことができる。

（略）

（民生委員の協力）

第九 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

【参考】 身体障害者福祉法（昭和二十四年十二月二十六日法律第二百八十三号） 抄

第十二条 身体障害者福祉司は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

- 一 社会福祉法 に定める社会福祉主事たる資格を有する者であつて、身体障害者の更生援護その他その福祉に関する事業に二年以上従事した経験を有するもの
- 二 学校教育法 （昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- 三 医師
- 四 社会福祉士
- 五 身体障害者の更生援護の事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で厚生労働大臣の指定するものを卒業した者
- 六 前各号に準ずる者であつて、身体障害者福祉司として必要な学識経験を有するもの

（民生委員の協力）

第十二条の二 民生委員法（昭和三十二年法律第九十八号）に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長、身体障害者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

【参考】 知的障害者福祉法（昭和三十五年三月三十一日法律第三十七号） 抄

第十四条 知的障害者福祉司は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

- 一 社会福祉法 に定める社会福祉主事たる資格を有する者であつて、知的障害者の福祉に関する事業に二年以上従事した経験を有するもの
- 二 学校教育法 （昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- 三 医師
- 四 社会福祉士
- 五 知的障害者の福祉に関する事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で厚生労働大臣の指定するものを卒業した者
- 六 前各号に準ずる者であつて、知的障害者福祉司として必要な学識経験を有するもの

（民生委員の協力）

第十五条 民生委員法（昭和三十二年法律第九十八号）に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長、知的障害者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

（略）

（障害者支援施設等への入所等の措置）

第十六条 市町村は、十八歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。

- 一 知的障害者又はその保護者を知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。
 - 二 やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものに限る。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該市町村の設置する障害者支援施設若しくは障害者自立支援法第五条第五項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させてその更生援護を行い、又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくはのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託すること。
 - 三 知的障害者の更生援護を職親（知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。）に委託すること。
- 2 市町村は、前項第二号又は第三号の措置を採るに当たつて、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、あらかじめ、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

【参考 16】 専門職制度の例（社会教育主事）

1. 概要

- 社会教育法第9条の2の規定により社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与えるために都道府県及び市町村の教育委員会に設置される専門職。
- 社会教育主事になる資格は、以下に該当する者とされている（法第9条の4）。
 - ①大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、以下の期間を通算した期間が3年以上になる者で、「社会教育主事の講習」を修了した者。
 - イ 社会教育主事補の職にあった期間
 - ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあった期間
 - ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に係るのある事業であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
 - ②教育職員の普通免許を有し、かつ5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあった者で「社会教育主事の講習」を修了したもの
 - ③大学に2年以上在学して、62単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、①のイからハまでに掲げる期間を通算した期間が1年以上になるもの
 - ④「社会教育主事の講習」を修了した者（①及び②に掲げる者を除く）で、社会教育に関する専門的事項について①から③に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの
- 「社会教育主事の講習」は文部科学省の委嘱を受けた大学及びその他の教育機関が行うもので、現在、北海道教育大学を始め13の大学等で実施されている。

2. 設置形態等

- 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に「社会教育主事を置く」とされている（法第9条の2）。
- 社会教育主事の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、教育委員会の教育長が行うこととされている（教育公務員特例法第15条）。
- 平成21年5月1日時点で、全国の市町村の教育委員会に1,752名（「派遣社会教育主事」を含む）の社会教育主事が、都道府県の教育委員会では804名（「派遣社会教育主事」を含む）が配置されている。市町村では配置率は約5割、都道府県では長

野県以外で全て配置されている。

○社会教育主事は大半（98.8%）が常勤職員となっている。

3. 国の財政支援・経費負担

○社会教育主事については、昭和49年に「社会教育主事給与費補助金」が創設され（昭和60年に交付金化）、平成10年度に一般財源化されている。

【参考】 社会教育法（昭和二十四年六月十日法律第二百七号） 抄

（社会教育主事及び社会教育主事補の設置）

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

（社会教育主事及び社会教育主事補の職務）

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

（社会教育主事の資格）

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあつた期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの

四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

（社会教育主事の講習）

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

【参考】 教育公務員特例法（昭和二十四年一月十二日法律第一号） 抄

（採用及び昇任の方法）

第十五条 専門的教育職員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、当該教育委員会の教育長が行う。

【参考 17】 専門職制度の例（指導主事）

1. 概要

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 19 条の規定により、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する者として、都道府県、市町村の教育委員会の事務局に設置される専門職。
- 指導主事は、「教育に関し識見を融資、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。」とされている（法第 19 条第 4 項前段）。

2. 設置形態等

- 都道府県の教育委員会の事務局に「指導主事を置く」とされている（法第 19 条第 1 項条）。また、同条第 2 項で、「市町村に置かれる教育委員会の事務局に、前項の規定に準じて指導主事その他の職員を置く」こととされている。
- 大学以外の公立学校の教育をもって指導主事に充てることができることとされている（法第 19 条第 4 項後段。「充て指導主事」）。指導主事に充てられた教員は、その期間中、当該公立学校の教員の職は有するが、教員の職務には従事できないとされている（地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第 5 条）。
- 指導主事任は、教育長の推薦により、教育委員会が任命することとされている（法第 19 条第 7 項）。
- 平成 21 年 5 月 1 日時点で、全国の市町村の教育委員会に 5,617 名の指導主事が配置されており、うち「充て指導主事」は 1,504 名となっている。また、「充て指導主事」を含む指導主事が配置されている市町村の割合は約 4 割となっている。
- 指導主事の配置については、複数の市町村が規約により「共同設置」を行う場合もある（地方自治法第 252 条の 7～第 252 条の 13 の「機関等の共同設置」）。平成 20 年 7 月 1 日時点では、7 件事例がみられる。
- 平成 21 年 5 月 1 日時点で、全ての都道府県の教育委員会で合計 3,476 名の指導主事が配置されており、うち「充て指導主事」は 588 名となっている。

3. 国の財政支援・経費負担

- 指導主事の配置については、地方交付税の基準財政需要の積算では積算として明示的に示されていない。

【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号) 抄

(指導主事その他の職員)

第十九条 都道府県に置かれる教育委員会(以下「都道府県委員会」という。)の事務局に、指導主事、事務職員及び技術職員を置くほか、所要の職員を置く。

2 市町村に置かれる教育委員会(以下「市町村委員会」という。)の事務局に、前項の規定に準じて指導主事その他の職員を置く。

3 指導主事は、上司の命を受け、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。以下同じ。)における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

4 指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。指導主事は、大学以外の公立学校(地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。)の教員(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条第二項に規定する教員をいう。以下同じ。)をもつて充てることができる。

5 事務職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

6 技術職員は、上司の命を受け、技術に従事する。

7 第一項及び第二項の職員は、教育長の推薦により、教育委員会が任命する。

8 教育委員会は、事務局の職員のうち所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定し、これを公表するものとする。

9 前各項に定めるもののほか、教育委員会の事務局に置かれる職員に関し必要な事項は、政令で定める。

【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和三十一年六月三十日政令第二百二十一号) 抄

(指導主事)

第四条 教育委員会は、法第十九条第四項 後段の規定により指導主事に大学以外の公立学校(地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。)の教員(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条第二項に規定する教員をいう。以下同じ。)をもつて充てようとする場合において、当該教員が他の教育委員会の任命に係る者であるときは、当該任命権者の同意を得なければならない。

2 都道府県に置かれる教育委員会(以下「都道府県委員会」という。)が法第三十七条第一項に規定する県費負担教職員(以下「県費負担教職員」という。)である教員を指導主事に充てようとする場合においては、当該教員が属する市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会の同意を得なければならない。

【参考 18】 専門職制度の例（建築主事）

1. 概要

- 建築基準法第4条の規定により建築確認を行うために設置される専門職。
- 建築主事は、都道府県または市町村の職員のうち、「建築基準適合判定資格検定」に合格した者で、国土交通大臣が登載する「建築基準適合判定資格者登録簿」に登録を受けた者（法第77条の58）のうちから、市町村長又は都道府県知事が命ずることとされている（法第4条6項）。
- 「建築基準適合判定資格検定」は、建築基準法第5条に基づき行われるもので、受験資格は「一級建築士試験」に合格した者で、建築行政又は建築基準法第77条の18第1項の確認検査の業務その他これに類する業務で、
 - ①建築審査会の委員として行う業務、
 - ②学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院において教授又は准教授として建築に関する教育又は研究を行う業務、
 - ③建築の敷地、構造又は建築設備の安全上、防火上又は衛生上の観点からする審査又は検査の業務であって国土交通大臣が確認検査の業務と同等以上の知識及び能力を要すると認めたもの、のいずれかに関して、2年以上の実務の経験を有するものとされている（法第5条第3項）。

2. 設置形態等

- 政令で指定する「人口25万人以上の市」（81市）は必置とされ（法第4条第1項）、また、その他市町村についても都道府県知事との協議の上、建築主事を置くことができる（法第4条第2項）。
- 都道府県については、上記の建築主事を置いた市町村の区域外における建築確認に関する事務を行うため、建築主事を置かなければならないとされている（法第4条第5項）。
- 平成20年度末で全国に1,742人の建築主事が配置されている。

3. 国の財政支援・経費負担

- 建築主事の人件費については、地方交付税の基準財政需要の単位費用には、明示はされていない。

4. その他

- 平成10年の改正で建築確認・検査事務が民間にも開放されることとなった。

【参考】建築基準法(昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号) 抄

(建築主事)

第四条 政令で指定する人口二十五万以上の市は、その長の指揮監督の下に、第六条第一項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主事を置かなければならない。

2 市町村(前項の市を除く。)は、その長の指揮監督の下に、第六条第一項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主事を置くことができる。

3 市町村は、前項の規定によつて建築主事を置こうとする場合においては、あらかじめ、その設置について、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

4 市町村が前項の規定による同意を得た場合において建築主事を置くときは、市町村の長は、建築主事が置かれる日の三十日前までにその旨を公示し、かつ、これを都道府県知事に通知しなければならない。

5 都道府県は、都道府県知事の指揮監督の下に、第一項又は第二項の規定によつて建築主事を置いた市町村(第九十七条の二を除き、以下「建築主事を置く市町村」という。)の区域外における建築物に係る第六条第一項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主事を置かなければならない。

6 第一項、第二項及び前項の建築主事は、市町村又は都道府県の職員で第七十七条の五十八第一項の登録を受けた者のうちから、それぞれ市町村の長又は都道府県知事が命ずる。

7 特定行政庁は、その所轄区域を分けて、その区域を所管する建築主事を指定することができる。

(略)

(建築基準適合判定資格者検定)

第五条 建築基準適合判定資格者検定は、建築士の設計に係る建築物が第六条第一項の建築基準関係規定に適合するかどうかを判定するために必要な知識及び経験について行う。

2 建築基準適合判定資格者検定は、国土交通大臣が行う。

3 建築基準適合判定資格者検定は、一級建築士試験に合格した者で、建築行政又は第七十七条の十八第一項の確認検査の業務その他これに類する業務で政令で定めるものに関して、二年以上の実務の経験を有するものでなければ受けることができない。

4 建築基準適合判定資格者検定に関する事務をつかさどらせるために、国土交通省に、建築基準適合判定資格者検定委員を置く。ただし、次条第一項の指定資格検定機関が同項の資格検定事務を行う場合においては、この限りでない。

5 建築基準適合判定資格者検定委員は、建築及び行政に関し学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が命ずる。

6 国土交通大臣は、不正の手段によつて建築基準適合判定資格者検定を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその建築基準適合判定資格者検定を受けることを禁止することができる。

7 国土交通大臣は、前項又は次条第二項の規定による処分を受けた者に対し、情状により、二年以内の期間を定めて建築基準適合判定資格者検定を受けることができないものとする。ことができる。

8 前各項に定めるものを除くほか、建築基準適合判定資格者検定の手続及び基準その他建築基準適合判定資格者検定に関し必要な事項は、政令で定める。

(略)

(登録)

第七十七条の五十八 建築基準適合判定資格者検定に合格した者は、国土交通大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録は、国土交通大臣が建築基準適合判定資格者登録簿に、氏名、生年月日、住所その他の国土交通省令で定める事項を登載してするものとする。

【参考】建築基準法第四条第一項の人口二十五万以上の市を指定する政令

(昭和四十五年九月二十四日政令第二百七十一号)

最終改正:平成一三年四月二六日政令第一七九号

内閣は、[建築基準法](#) (昭和二十五年法律第二百一号) [第四条第一項](#) の規定に基づき、この政令を制定する。

[建築基準法第四条第一項](#) の政令で指定する人口二十五万以上の市は、次の表の市の欄に掲げるとおりとする

都道府県	市
北海道	札幌市 函館市 旭川市
青森県	青森市
岩手県	盛岡市
宮城県	仙台市
秋田県	秋田市

福島県	福島市 郡山市 いわき市
栃木県	宇都宮市
群馬県	前橋市
埼玉県	川越市 川口市 所沢市 越谷市 さいたま市
千葉県	千葉市 市川市 船橋市 松戸市 柏市 市原市
東京都	八王子市 町田市
神奈川県	横浜市 川崎市 横須賀市 藤沢市 相模原市
新潟県	新潟市
富山県	富山市
石川県	金沢市
長野県	長野市
岐阜県	岐阜市
静岡県	静岡市 浜松市
愛知県	名古屋市 豊橋市 岡崎市 一宮市 春日井市 豊田市
三重県	四日市市
滋賀県	大津市
京都府	京都市
大阪府	大阪市 堺市 豊中市 吹田市 高槻市 枚方市 茨木市 八尾市 東大阪市
兵庫県	神戸市 姫路市 尼崎市 明石市 西宮市 加古川市
奈良県	奈良市
和歌山県	和歌山市
岡山県	岡山市 倉敷市
広島県	広島市 福山市
山口県	下関市
徳島県	徳島市
香川県	高松市
愛媛県	松山市
高知県	高知市
福岡県	北九州市 福岡市
長崎県	長崎市 佐世保市
熊本県	熊本市
大分県	大分市
宮崎県	宮崎市
鹿児島県	鹿児島市
沖縄県	那覇市

【参考 19】 専門職制度の例（図書館司書）

1. 概要

- 都道府県や市町村の公共図書館等で図書館資料の選択、発注及び受け入れから、分類、目録作成、貸出業務、読書案内などを行う専門的職員。図書館法第4条に規定。
- 以下のいずれかに該当する者が司書となる資格を有する（法第5条）。
 - ① 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修した者
 - ② 大学又は高等専門学校を卒業した者で法第6条の規定による司書の講習を修了した者
 - ③ 次のイからハに掲げる職にあった期間が通算して3年以上になる者で法第6条の司書の講習を修了した者
 - イ 司書補の職
 - ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの
 - ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの
- 法第6条による講習は文部科学大臣の委嘱を受けて、全国14大学で実施されている。

2. 設置形態等

- 「図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する」とされている（法5条第1項）。また、「公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員、及び技術職員を置く」とされている（法第13条）。
- 平成20年10月1日時点で、公立図書館において14,596名の「司書」が配置されている。
- そのうち、6,732名が常勤の専任職員、209名が常勤の兼任職員、7,655名が非常勤職員となっている。
- また、近年、非常勤職員の割合が高まっており、司書資格を有する職員の雇用形態について、平成15年度は51.6%が正規職員であったが、平成19年度には41.7%に低下している。

3. 国の財政支援・経費負担

- 地方交付税の基準財政需要の積算において、都道府県では、標準団体における標準

団体行政規模として図書館数1館が規定され、「第三節教育費—第5款その他の教育費—（細目）6社会教育費—（細節）（2）社会教育施設費」において、図書館費として職員数27名等が計上されている。

4. その他

- 「公立図書館の最低基準」は廃止されたが、法第7条の2において、「文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする」とされており、同条の規定に基づき「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（文部科学省告示）が策定されている。
- 同基準では、運営の基本等のほか、職員について、「館長となる者は、司書となる資格を有する者が望ましい」、「図書館には、専門的なサービスを実施するに足る必要な数の専門的職員を確保するものとする。」等の規定はあるものの、「公立図書館の最低基準」のような人口規模別の配置基準については規定されていない。

【参考】図書館に関する地方交付税措置（平成21年度、都道府県） （平成21年度 地方交付税制度解説（単位費用編）より）

○第4 標準団体行政規模

項目	行政規模	項目	行政規模
人口	1,700,000人	教育研修センター数	1ヶ所
教育委員数	5人 (教育長1人含む)	青少年教育施設数	3ヶ所
通信教育生徒数	1,300人	図書館数	1館
教育出張所数	5ヶ所	博物館数	1館
社会体育施設数	4ヶ所		

○標準団体行政経費積算内容

（細目）6社会教育費 （細節）社会教育施設費

（単位：千円）

区分	金額	積算内容
給与費	185,770	(図書館費) 職員数27人(館長1人を含む)
報酬	180	図書館協議会 委員9人(委員長を含む)
需用費等	49,273	図書及び視聴覚資料購入費等
(小計)	235,223	

- 市町村については、標準団体行政規模として図書館数1館が規定され、「（細目）2社会教育費—（細節）（2）社会教育施設費」において、図書館費として職員数7名が計上されている。

【参考】図書館に関する地方交付税措置（平成 21 年度、市町村）
（平成 21 年度 地方交付税制度解説（単位費用編）より）

○第 4 標準団体行政規模

項目	行政規模
人口	100,000 人
教育委員	4 人（教育長 1 人含む）
公民館	本館 1 館 地区館 7 館
図書館	館数 1 館
社会体育施設	施設数 4 ヶ所

○標準団体行政経費積算内容

（細目）6 社会教育費 （細節）社会教育施設費 （単位：千円）

区分	金額	積算内容
給与費	49,820	（図書館費） 職員数 7 人
報酬	19,649	図書、視聴覚資料購入費等
（小計）	69,469	

- 公立図書館については、以前は「公立社会教育施設整備費補助金」により建設費用が助成され、補助の条件として人口に比例した人数の司書の配置などを含めた「公立図書館の最低基準」の充足や司書有資格館長の配置が義務付けられていた。しかし、平成 10 年に補助金の廃止、平成 12 年に「公立図書館の最低基準」が廃止された。
- 「公立図書館の最低基準」には、例えば、「都道府県及び政令指定都市立図書館の司書及び司書補の数は、人口 60 万人未満の場合は 7 人、60 万人以上の場合は 7 人に 60 万人を越える人口 20 万人につき 1 人を累加した数を下ってはならない。」「市立図書館の司書及び司書補の数は、人口 3 万人の場合は 2 人、人口 3 万人以上 10 万人未満の場合は 2 人に 3 万人を越える人口 2 万人につき 1 人を累加した数、人口 10 万人以上の場合は 5 人に 10 万人を越える人口 5 万人につき 1 人を累加した数を下ってはならない。」「町村立図書館の司書及び司書補の数は、人口 1 万人未満の場合は 1 人、人口 1 万人以上の場合は 1 人に 1 万人を越える人口 2 万人につき 1 人を累加した数を下ってはならない。」と規定されていた。

【参考】 図書館法（昭和二十五年四月三十日法律第百十八号） 抄

（司書及び司書補）

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

- 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- 3 司書補は、司書の職務を助ける。

（司書及び司書補の資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
- 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- 三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
 - イ 司書補の職
 - ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの
 - ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。
 - 一 司書の資格を有する者
 - 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

（司書及び司書補の講習）

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

- 2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

【参考】 図書館法施行規則（昭和二十五年九月六日文部省令第二十七号） 抄

第一条 [図書館法](#)（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）[第五条第一項第一号](#)に規定する図書館に関する科目は、次の表に掲げるものとし、司書となる資格を得ようとする者は、甲群に掲げるすべての科目及び乙群に掲げる科目のうち二以上の科目について、それぞれ単位数の欄に掲げる単位を修得しなければならない。

群	科目	単位数
甲群	生涯学習概論	二
	図書館概論	二
	図書館制度・経営論	二
	図書館情報技術論	二
	図書館サービス概論	二
	情報サービス論	二
	児童サービス論	二
	情報サービス演習	二
	図書館情報資源概論	二
	情報資源組織論	二
	情報資源組織演習	二
乙群	図書館基礎特論	一
	図書館サービス特論	一
	図書館情報資源特論	一
	図書・図書館史	一
	図書館施設論	一
	図書館総合演習	一

2 前項の規定により修得すべき科目の単位のうち、すでに大学において修得した科目の単位は、これをもって、前項の規定により修得すべき科目の単位に替えることができる。

【参考】 図書館法施行規則（平成 12 年改正前） 抄

第二章 公立図書館の最低基準

第十条 法第十九条の規定による国から補助金の交付を受けるために必要な公立図書館の設置及び運営上の最低の基準は、この章の定めるところによる。

第十一条 公立図書館の館長は、専任且つ有給の者でなければならない。但し、町村の設置する図書館の館長は、当該図書館の司書又は当該町村の設置する公民館の館長と兼ねることができる。

第十二条 都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）の設置する図書館（以下「都道府県及び指定都市立図書館」という。）については、国から補助金を受けようとする年度の前年度に増加した図書の冊数は、当該地方公共団体の区域内の人口（以下「人口」という。）百万人未満の場合は人口一人につき〇・〇〇三、人口百万人以上の場合は三千冊に百万人を越える人口一人につき〇・〇〇一の割合で累加した冊数を下ってはならない。

第十三条 都道府県及び指定都市立図書館の司書及び司書補の数は、人口六十万人未満の場合は七人、人口六十万人以上の場合は七人に六十万人を越える人口二十万人につき一人を累加した数を下ってはならない。

第十四条 都道府県及び指定都市立図書館奉仕の用に供する建物（以下「建物」という。）の延べ面積は、人口六十万人未満の場合は九百九十一・七四平方メートル、人口六十万人以上の場合は九百九十一・七四平方メートルに六十万人を越える人口十万人につき四十九・五九平方メートルを累加した数を下ってはならない。

第十五条 指定都市以外の市（特別区を含む。以下同じ。）の設置する図書館（以下「市立図書館」という。）については、国から補助金を受けようとする年度の前年度に増加した図書の冊数は、人口三万人の場合は六百冊、人口三万人以上五万人未満の場合は六百冊に三万人を越える人口一人につき〇・〇二の割合で累加した冊数、人口五万人以上十万人未満の場合は一千冊に五万人を越える人口一人につき〇・〇〇八の割合で累加した冊数、人口十万人以上の場合は一千四百冊に十万人を越える人口一人につき〇・〇〇三の割合で累加した冊数を下ってはならない。

第十六条 市立図書館の司書及び司書補の数は、人口三万人の場合は二人、人口三万人以上十万人未満の場合は二人に三万人を越える人口二万人につき一人を累加した数、人口十万人以上の場合は五人に十万人を越える人口五万人につき一人を累加した数を下ってはならない。

第十七条 市立図書館の建物の延べ面積は、人口三万人の場合は二百四十四・六三平方メートル、人口三万人以上十万人未満の場合は二百四十四・六三平方メートルに三万人を越える人口一人につき三十三・〇六平方メートルを累加した数、人口十万人以上の場合は四百七十六・〇四平方メートルに十万人を越える人口一人につき十六・五三平方メートルを累加した数を下ってはならない。

第十八条 町村の設置する図書館（以下「町村立図書館」という。）については、国から補助金を受けようとする年度の前年度に増加した図書の冊数は、人口一万人未満の場合は人口一人につき〇・〇三、人口一万人以上の場合は三百冊に一万人を越える人口一人につき〇・〇一五の割合で累加した冊数を下ってはならない。

第十九条 町村立図書館の司書及び司書補の数は、人口一万人未満の場合是一人、人口一万人以上の場合是一人に一万人を越える人口二万人につき一人を累加した数を下ってはならない。

第二十条 町村立図書館の建物の延べ面積は、人口一万人未満の場合は百六十五・二九平方メートル、人口一万人以上三万人未満の場合は百六十五・二九平方メートルに一万人を越える人口一人につき三十九・六七平方メートルを累加した数、人口三万人以上の場合は二百四十四・六三平方メートルに三万人を越える人口一人につき三十三・〇六平方メートルを累加した数を下ってはならない。